

横浜市空家等対策計画の改定の方向性について

平成28年2月に策定した「横浜市空家等対策計画」が、このたび計画期間（平成27～30年度）の最終年度を迎えたため計画を改定します。
改定にあたっては、これまでの取組を振り返り、相談体制の強化や、行政による指導強化など、課題に対する取組を拡充します。

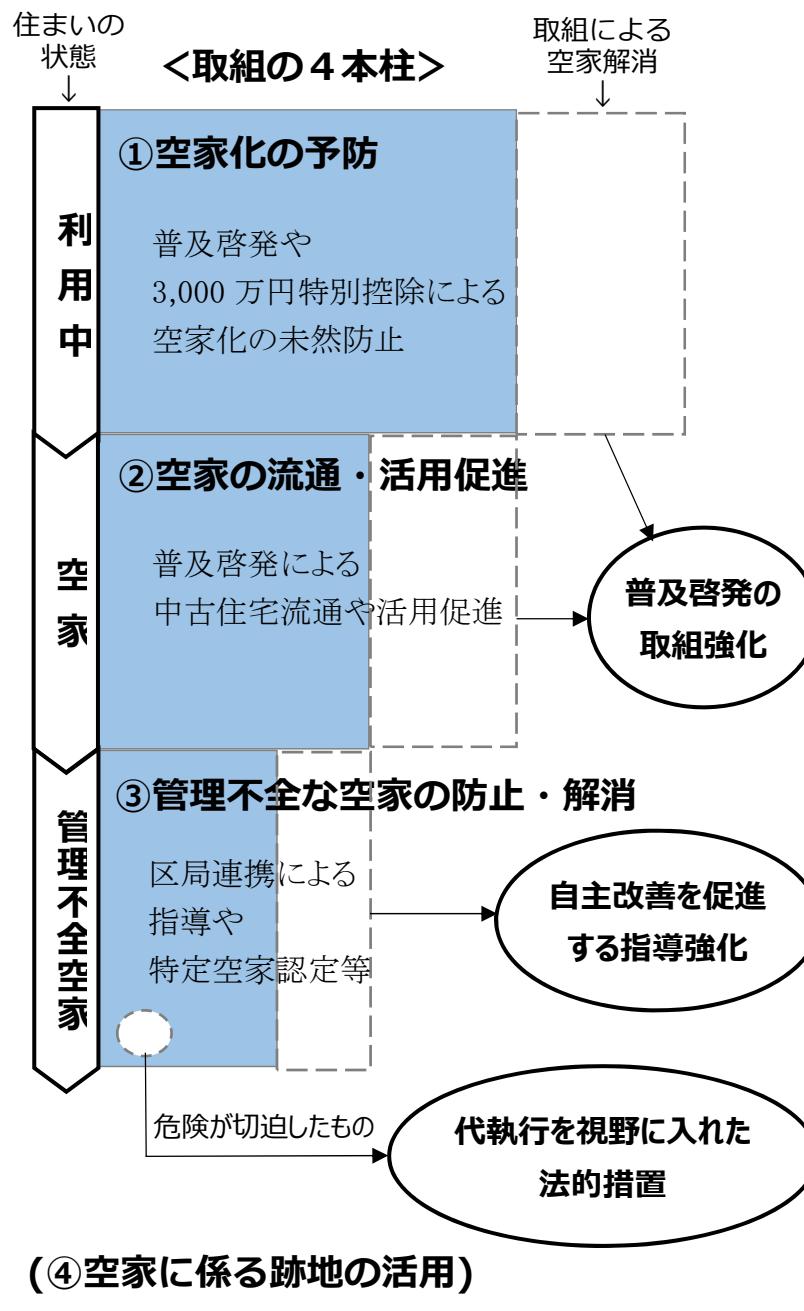
1 横浜市空家等対策計画の概要

空家等対策を総合的かつ計画的に実施するため、横浜市の基本的な取組姿勢や対策を示したものであり、地域住民や専門家団体など多様な主体の連携等を基本的な理念として、①空家化の予防、②空家の流通・活用促進、③管理不全な空家の防止・解消、④空家に係る跡地の活用を、取組の4本柱としています。

なお、「横浜市住生活基本計画」では、増加傾向にある一戸建ての「その他の住宅(※)」を、平成35年度時点での見込み戸数の約8割（26,000戸程度）に抑えることとしています。

(※)その他の住宅：居住世帯が長期にわたって不在となる住宅（別荘や賃貸・売却用の住宅を除く。）

2 空家等対策の取組イメージ



3 改定計画の期間(案)

平成30年2月に改定した「横浜市住生活基本計画」に、空家対策が位置付けられたことを踏まえ、期間は10年間(平成30～39年度)とし、社会経済情勢の変化に的確に対応するため、原則として5年ごとに見直しを行います。

4 改定のスケジュール(予定)

平成30年12月 市会常任委員会にて改定素案を報告、市民意見募集を実施（約1カ月間）
平成31年12月 市会常任委員会にて改定案を報告、本計画の改定

5 改定の方向性(案)

- ・計画の骨格となる部分（現計画の目的や方針、理念、取組の4本柱など）は継続
- ・具体的な取組として、空家化の予防や流通等に効果が高い普及啓発の一層の推進や、管理不全空家に対する課題への対応を、拡充する取組として次期計画に反映

【取組の4本柱に応じた、改定の方向性】

現計画での主な効果 (数値はH27～29年度末までの累計)		改定にあたっての考え方	改定計画で拡充する取組
①空家化の予防	ア) 啓発リーフレットの配布(約7,000冊) イ) 専門家団体による相談対応(計403件) ウ) 納税通知による空家適正管理依頼 (全住宅所有者に年1回) エ) 謙譲所得の3,000万円特別控除(計603件)	空家化の予防は非常に重要であるため、より一層普及啓発を進めていく。	ア) 専門家団体と連携した相談体制の強化 イ) 相続を契機とした空家発生への対策として福祉部局と連携した普及啓発活動の展開
②流通・活用促進	ア) エコリノベーション補助の実施(計65件) イ) 住まいの窓口との連携 ウ) 専門家団体による相談対応【再掲】 エ) 地域活動拠点としての活用に向けた「空家の流通・活用マニュアル」の配布	横浜の高い市場性を背景に、普及啓発による流通を促進しながら地域での空家活用を図っていく。	ア) 専門家団体と連携した相談体制の強化【再掲】 イ) 地域活動に関する区局、団体等と連携し、地域での空家を活用する方策の検討・実施
③管理防止・空家	ア) 区局連携体制による改善指導 (市民からの相談対応 計1,543件) イ) 特定空家の認定(計7件)※H30.8現在 ウ) 略式代執行(計1件)※H30.9公告 エ) 財産管理人制度の実施(計1件)	指導強化により一層の自主改善を促すとともに、危険が切迫したものについては、行政による措置を進めていく。	ア) 代執行も視野に入れた指導強化 (特定空家の認定の推進等) イ) 所有者調査を含めた改善指導事務の効率化・合理化
④跡地活用	ア) 不燃化推進地域における除却補助(計754件)	特に密集市街地における取組は、まちの防災性の向上にも効果が高いので、引き続き推進していく。	ア) 密集市街地での空家の除却と跡地の防災広場活用などについて、所有者や地域へ個別の働きかけを実施